

釧 建 治 第 2 7 号
平成29年3月 9日

国土交通省北海道開発局
釧 路 開 発 建 設 部 長

要配慮者利用施設の管理者向け説明会の開催の周知について（依頼）

平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年台風第10号に伴う豪雨により、岩手県内の高齢者施設において9名の入居者が亡くなるなど、甚大な被害が発生したことを踏まえ、水害・土砂災害時における適切な避難行動についての理解を深めていただくため、水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会を別紙のとおり開催することといたしました。

つきましては、御多忙とは存じますが、要配慮者利用施設管理者及び市町村保健福祉担当者及び市町村防災担当者宛てに説明会の開催を周知し、必要であれば説明会への出席をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

<問合せ先>

釧路開発建設部 治水課 田中 TEL：0154-24-7246

別 紙

1. 開催日時・場所

【根室開催】

日時 平成29年3月15日（水） 13：30～15：30
平成29年3月16日（木） 9：30～11：30

場所 中標津町役場 3階301号会議室
(北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地)

【釧路開催】

日時 平成29年3月21日（火） 10：00～12：00
13：30～15：30
平成29年3月22日（水） 9：30～11：30
13：30～15：30

場所 釧路地方合同庁舎 5階 供用会議室
(釧路市幸町10丁目3番地)

2. 留意事項

要配慮者利用施設管理者及び市町村防災担当者、並びに市町村保健福祉担当者に周知する際には、下記の事項についても周知をお願いします。

- (1) 説明資料は釧路開発建設部のホームページ『釧路開発建設部-せんけんフォーサイト- <http://www.ks.hkd.mlit.go.jp/>』の“お知らせ”に掲載します（3月9日頃を予定）。
- (2) 資料を確認し、不明な点がある、内容を確認したい、あらためて説明を受けたい等とお考えの管理者の皆様を対象に説明会を開催します。
- (3) 説明会に出席する場合は、説明資料を事前にプリントアウトし、持参してください。（当日は配布しません）。
- (4) 事前の出欠連絡は不要です。添付の出席票を当日受付に提出してください。
- (5) 会場の都合上、別表に記載される対象事業所毎に、指定された開催時間に1施設につき1名の出席とさせていただきます。
- (6) 会場でアンケートにお答えいただきたいため、筆記用具をご持参ください。
- (7) 根室会場・釧路会場とも駐車場のご利用には限りがあります。極力公共交通機関等のご利用をお願いします。

以 上

別表

参加対象事業所等区分表

【根室開催】: 中標津町役場会議室 3階301号会議室（北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地）

開催日	開催時間	対 象 事 業 所 等
3月15日(水)	13:30～15:30	根室振興局管内に所在する児童福祉施設及び障がい福祉サービス事業所
3月16日(木)	9:30～11:30	根室振興局管内に所在する高齢者・介護保険施設・事業所

【釧路開催】: 釧路地方合同庁舎 5階 供用会議室(釧路市幸町10丁目3番地)

開催日	開催時間	対 象 事 業 所 等
3月21日(火)	10:00～12:00	釧路市(釧路市阿寒町、釧路市音別町を除く)に所在する高齢者・介護保険(福祉系)施設・事業所
	13:30～15:30	釧路市阿寒町、釧路市音別町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町に所在する高齢者・介護保険(福祉系)施設・事業所
		釧路市(釧路市阿寒町、釧路市音別町を含む)、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町に所在する高齢者・介護保険(医療系)施設・事業所
		釧路市阿寒町、釧路市音別町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町に所在する障害者・障害児施設・事業所
3月22日(水)	9:30～11:30	釧路市(釧路市阿寒町、釧路市音別町を除く)に所在する障害者・障害児施設・事業所
	13:30～15:30	児童福祉施設(管内全市町村)

※根室会場・釧路会場とも、駐車場に限りがあります。極力、公共交通機関等のご利用をお願いします。